

【さ行】

○ 児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為。

- ・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ・ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- ・心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

○ 社会情動的スキル

目標の達成（忍耐力、自己抑制、目標への情熱）、他者との協働（社交性、敬意、思いやり）、感情のコントロール（自尊心、楽観性、自信）の3つからなっている。

○ 社会的養護

保護者のない児童や、保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

○ 住区基幹公園

都市の全域の中で配置される都市基幹公園と対となる、地区住民の身近な利用に供する比較的小規模な公園のこと。

○ 周産期

妊娠22週から出生後7日未満

○ 小規模グループケア

本体施設内に居室、居間及び食堂等入所しているこどもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所等の設備を備え、家庭的な雰囲気の中で適切な援助及び生活指導を行うことを目的とした支援形態。（児童養護施設6～8人、乳児院4～6人、児童心理治療施設5～7人）

- **小児慢性特定疾病**
小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の公費負担のある特定の疾病。
- **スクリーニング**
本計画では、会議等を経て行う要支援者等の把握や情報共有、支援の要否判断、支援のための協議などの総称。
- **スーパーバイザー**
児童養護施設等においては、入所児童の支援計画の進捗管理等のケースマネジメント、関係機関との連携における中心的な役割、職員に対する適切な指導により組織全体の資質を向上させていく役割のこと。
- **スマートスクール**
スマートスクール・プラットフォーム実証事業のこと。総務省と文部科学省が連携し、教職員が利用する「校務系システム」と児童生徒も利用する「授業・学習系システム」間の、安全かつ効果的・効率的な情報連携方法等について実証し、「スマートスクール・プラットフォーム」として標準化する。
- **3R（スリーアール）**
3つのRの総称。
リデュース：廃棄物の発生抑制（物を大切に使い、ごみを減らすこと）
リユース：再使用（使える物は、繰り返し使うこと）
リサイクル：再資源化（ごみを資源として再び利用すること）
- **セーフティネット**
困難な状態に陥った場合に援助したり、またそうした状態になることを防止する仕組み又は装置。
- **相対的貧困率**
所得中央値の一定割合（50％が一般的、いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

【た行】

○ 地域型保育事業

保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2歳のこどもを保育する事業。
市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる事業。

家庭的保育事業	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業

○ 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用するこどもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを対象とする事業として、市町村が地域の实情に応じて実施していく子ども・子育て支援法に基づく13事業。

国事業では、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業が該当する。

○ 地域小規模児童養護施設

児童養護施設本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用し近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、入所しているこどもの社会的自立を目的とした施設。（定員6名）

○ 知識創造型図書館

「いつでも・どこでも・だれもが、課題解決に必要な情報にアクセス可能な、創造都市の知識・情報基盤」として、レファレンス（調査相談）機能・情報提供サービスの高度化を進め一層の機能強化を図るとともに、未来を担うこどもの心を育て、豊かな感性と創造力をはぐくむため地域・学校との連携によるこどもの読書活動を推進する図書館のこと。

【な行】

○ 日齢0日児問題

予期せぬ妊娠をした妊婦が、周囲に知られたくないなどの思いから、医療機関・行政機関等に相談できないまま出産し、出産直後の実子を遺棄する問題。

○ **認知的スキル**

基礎的認知能力（パターン認識、処理速度、記憶）、獲得された知識（呼び出す、抽出する、解釈する）、外挿された知識（考える、推論する、概念化する）の3つからなっている。

【は行】

○ **はぐくみネット**

地域社会の共有財産である学校を核に、学校教育支援の取組を進め、地域社会でさまざまな人が継続的に子どもに関わる仕組みをつくり、人と人とのつながりによって子どもをはぐくんでいくという「教育コミュニティ」をつくることをめざして、市内の小学校区において設置されている小学校区教育協議会のこと。

○ **不登校**

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

○ **ペアレント・トレーニング**

保護者が、自分のこどもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

○ **放課後児童クラブ**

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいう。

【や行】

○ **要保護児童対策地域協議会**

要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るにあたり、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくための協議会。児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を市・各区に設置している。

○ **ユニバーサルデザイン**

老若男女、国籍、障がいに関わらず、どの人にとっても可能な限り使いやすい製品、建物、空間などのデザイン。

【A～Z】

○ ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。情報処理及び情報通信といった、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT (情報技術) のほぼ同義語。

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第97号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号）

（趣旨）

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（庶務）

第2条 こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議委員名簿（令和2年3月）

役職	氏名	役職名
会長	山野 則子	大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授
会長代理	福田 公教	関西大学人間健康学部准教授
委員	青山 佐幸	公募委員
委員	興津 厚志	大阪商工会議所 人材開発部長
委員	兼重 義浩	大阪市青少年指導員連絡協議会 事務局長
委員	川田 長嗣	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会会長
委員	北 玲子	公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長
委員	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教育学部教授
委員	中西 裕	大阪市児童福祉施設連盟会長
委員	中山 良明	大阪市子ども会育成連合協議会会長
委員	中村 正彦	弁護士
委員	名城 嗣盛	社会福祉法人大和福祉会 理事
委員	西嶋 善親	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会常務理事
委員	沼田 稔一	連合大阪 大阪市地域協議会 副議長
委員	野田 文子	関西福祉科学大学教育学部教授
委員	福田 留美	NPO 法人にしよどにこネット代表理事
委員	藤田 実由貴	大阪市 PTA 協議会副会長
委員	舟本 仁一	矢木クリニック院長
委員	本田 久美子	一般社団法人大阪市私立保育連盟副会長
委員	康原 仁美	公募委員
委員	山本 智宏	公募委員
委員	吉川 郁夫	大阪市民生委員児童委員協議会会長

こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

(目的)

第1条 こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 推進本部会議は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども青少年局理事及びこども青少年局企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、推進本部会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序でその職務を代行する。

(プロジェクト会議の開催)

第4条 委員長は、こども・子育て支援対策にかかる施策の調査及び検討を行わせるため、推進本部会議のもとプロジェクト会議を開催する。

- 2 プロジェクト会議は、別表2に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。
- 3 委員長が特に必要と認めるときは、プロジェクト会議のもとワーキングチームによる会議を開催することができる。
- 4 ワーキングチームは、委員長の指名する本市職員をもって充てる。

(庶務)

第5条 推進本部会議の庶務は、こども青少年局企画部経理・企画課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

別表 1 推進本部会議委員

区長(こども・教育部会担当区長)代表 (2)	こども青少年局保育施策部長
政策企画室政策調査担当部長	経済戦略局企画総務部長
市民局総務部長	建設局総務部長
福祉局総務部長	都市整備局企画部長
健康局総務部長	教育委員会事務局総務部長
こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長	教育委員会事務局生涯学習部長
こども青少年局子育て支援部長	教育委員会事務局指導部長

別表 2 プロジェクト会議委員

人事室	こども青少年局
人事課長	企画部経理・企画課長
政策企画室	企画部こどもの貧困対策推進担当課長
企画部政策調査担当課長	企画部青少年課長
市民情報部広報担当課長	企画部放課後事業担当課長
経済戦略局	子育て支援部管理課長
スポーツ部スポーツ課長	子育て支援部幼稚園運営企画担当課長
市民局	保育施策部保育企画課長
ダイバーシティ推進室人権企画課長	こども相談センター運営担当課長
ダイバーシティ推進室男女共同参画課長	建設局
区政支援室地域安全担当課長	公園緑化部調整課長
財政局	都市整備局
財務部財務課長	企画部住宅政策課長
福祉局	教育委員会事務局
障がい者施策部障がい福祉課長	総務部教育政策課長
健康局	生涯学習部生涯学習担当課長
健康推進部健康施策課長	指導部初等教育担当課長
〔区役所〕	
委員長の指名する区人権生涯学習主管課長 (1)	
委員長の指名する区保健福祉課長または福祉担当課長 (1)	

「大阪市こども・子育て支援計画（第2期）」（素案）にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について

○募集期間 : 令和元12月27日（金）～令和2年1月27日（月）

○募集方法 : 持参、送付、ファックス、電子メール

○素案の公表方法

- ・大阪市役所（1階市民情報プラザ）、各区役所区民情報コーナー、大阪市サービスカウンター、男女共同参画センター子育て活動支援館、総合生涯学習センター・市民学習センター、各区図書館、各区こども・子育てプラザ、青少年センターに設置
- ・大阪市ホームページにて公表

○集計結果

- ・提出人数 : 506件
- ・意見件数 : 696件

（提出人数の内訳）

<受付方法別>

持参	送付	ファックス	電子メール
44	71	296	95

<居住区>

大阪市内	大阪市内	不明
376	21	109

<性別>

男性	女性	その他	不明
88	275	20	123

<年齢別>

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
5	59	106	174	32	6	1	123

○意見内容の分類及び件数

項 目		意見 件数
第1章 計画の策定にあたって		15
	社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割	15
第2章 現状と課題		2
	ニーズ調査からみた現状	2
第3章 計画の基本的な考え方		—
第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画		433
	各年度における量の見込みと提供体制の確保	433
	就学前のこどもにかかる教育・保育	10
	放課後の居場所を提供する事業 (児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業)	423
第5章 基本施策と個別の取組		42
	基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します	5
	こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します	2
	社会で共に生きていく力を育成します	2
	健康や体力を保持増進する力を育成します	1
	基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します	35
	子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します	2
	外国につながるこどもと家庭への支援を充実します	1
	仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します	31
	こどもや子育て家庭にとって快適で安全・安心な生活環境を整備します	1
	基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します。	2
	こどもの貧困対策を推進します	2
第6章 計画の推進にあたって		1
	自律した自治体型の区政運営	1
その他		203
	放課後事業関係	135
	保育関係	65
	その他	3
合 計		696

こども・子育て支援計画策定経過

年月日	内容
平成 30 年 8 月 21 日	平成 30 年度第 1 回 こども・子育て支援施策推進本部会議
平成 30 年 9 月 27 日	平成 30 年度第 1 回 こども・子育て支援会議
平成 30 年 11 月 30 日 ～12 月 21 日	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童)・(就学児童)」 実施
平成 30 年 12 月 7 日 ～平成 31 年 1 月 11 日	「大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査」 実施
平成 31 年 3 月 18 日	平成 30 年度第 2 回 こども・子育て支援会議
令和元年 5 月 29 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議
令和元年 6 月 25 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和元年 8 月 22 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会
令和元年 8 月 30 日	令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和元年 10 月 3 日	令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議
令和元年 11 月 14 日	令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和元年 12 月 6 日	令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会
令和元年 12 月 9 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援施策推進本部会議
令和元年 12 月 12 日	令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議
令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 27 日	パブリック・コメント手続き実施
令和 2 年 2 月 25 日	令和元年度第 4 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和 2 年 3 月 16 日	令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会
令和 2 年 3 月 23 日	令和元年度第 4 回 こども・子育て支援会議